

大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員の休職及び復職に関する規程

〔平成16年 4月 1日〕
規程第 26号
一部改正 平成23年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人人間文化研究機構職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第19条の定めにより、大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）に勤務する職員の休職及び復職に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(休職)

- 第2条 機構長は、職員が、次の各号の一に該当した場合は休職とすることができる。
- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合及び当該事由による病気休暇の使用日数が、機構職員の勤務時間及び休暇等に関する規程第20条第2項に規定する日数に達し、なお療養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 三 水難、火災その他の災害等により、生死不明または所在不明となった場合
 - 四 研究所、学校その他機構が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合（単なる知識の習得または資格の取得を目的とする場合は該当しない）
 - 五 労働組合業務に専従する場合
 - 六 我が国が加盟している国際機関および外国政府に派遣される場合
 - 七 科学技術に関する国および独立行政法人と共同して行われる研究または国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、第4号に掲げる施設または機構が当該研究に関し指定する施設において従事する場合
 - 八 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問または評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、機構の職務に従事することができない場合
 - 九 その他機構が休職を必要と認める場合
- 2 試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

- 第3条 前条第1項各号に掲げる事由による休職の期間は、別表のとおりとする。
- 2 職員の勤続年数の算定における休職期間の取り扱いは、個別に定めるものとする。
 - 3 研究教育職員の休職に関しての特例事項については、別に定める「研究教育職員の特例に関する規程」による。
 - 4 前条第1項第1号に掲げる事由による休職期間について、復職後6箇月以内に同一傷

病または同一傷病に起因すると医師が認める傷病により再度休職になるときは、機構長が特に認めた場合を除き、当該傷病による休職期間は通算するものとする。

(休職中の取り扱い)

第4条 休職中の職員は、職員としての身分は保有するが、職務には従事しない。

- 2 機構長は、必要と認める場合には、休職中の職員を異動させることができる。
- 3 機構長は、休職中の職員が解雇事由に該当するときは解雇することができる。
- 4 休職中の職員は、機構長に定期的に近況を報告しなければならない。
- 5 休職中の職員の給与の取扱いについては、別に定める職員給与規程による。

(休職の手続)

第5条 機構長は、職員を休職にする場合には、事由を記載した説明書を交付して行うものとする。ただし、職員から同意書の提出があった場合にはこの限りではない。

2 第2条第1項各号に定める事由における提出書類は、下記のとおりとする。ただし、必要がある場合は別途適宜の書類を提出させることができる。

- 一 第1号の場合 医師の診断書
- 二 第2号の場合 公訴事実のわかるもの
- 三 第3号の場合 災害の発生の事実がわかるもの
- 四 第4号の場合 別記様式1
- 五 第5号の場合 別記様式2
- 六 第6号の場合 別記様式3
- 七 第7号の場合 別記様式4
- 八 第8号の場合 別記様式5 (職員兼業規程における兼業の承認を得ていることが必要)

3 第2条第1項第1号の休職及び当該休職期間の更新は、医師の診断の結果に基づき行うものとする。この場合において機構長が必要と認める場合は、当該医師を機構が指定することができる。

(復職)

第6条 機構長は、休職期間が満了するまでに、第2条各号に掲げる休職の事由が消滅したときには、その職員が離職し、又は他の事由により休職にされない限り、速やかにその職員を復職させるものとする。ただし、第2条第1項第1号の休職については、職員が休職期間の満了までに診断書を添えて復職を願い出て、産業医又は機構が指定する医師が休職事由が消滅したと認めた場合に限り復職させる。

2 第2条第1項第2号から第9号の休職については、職員は休職の期間が満了したときは、当然に復職するものとする。

3 機構長は、第1項の規定により職員を復職させる場合、心身の条件その他を考慮しその他の職務に就かせることがある。

附 則

この規程は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、改正後の第3条第4項の規定は、同日以後の休職期間について適用する。

別表（第3条第1項）

休職事由	休職期間	休職期間の更新
1 心身の故障のため、長期の休養を要する場合	必要に応じて3年（第3条第4項の規定により通算された場合を含む）を超えない範囲内で機構長が定める	1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引き続き3年（第3条第4項の規定により通算された場合を含む）を超えない範囲内で更新できる
2 刑事事件に関し起訴された場合	その事件が裁判所に係属する期間	
3 水難、火災その他の災害により、生死不明または所在不明となった場合	必要に応じて3年を超えない範囲内で機構長が定める	1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内で更新できる
4 研究所、学校その他機構が認める公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる研究、調査等に従事する場合	必要に応じて3年を超えない範囲内で機構長が定める	1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内で更新できる。また、休職期間が3年に達する際特に必要があると機構長が認めたときは、2年を超えない範囲内において休職期間を更新することができる。さらに、この更新した休職期間が2年に満たない場合において、機構長は必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる
5 労働組合業務に専従する場合	必要に応じて5年を超えない範囲内で機構長が定める	
6 我が国が加盟している国際機関および外国政府に派遣される場合	必要に応じて5年を超えない範囲内で機構長が定める	1回の休職が5年に満たない場合は、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内で更新できる

<p>7 科学技術に関する国および独立行政法人と共同して行われる研究または国若しくは独立行政法人の委託を受けて行われる研究に係る業務であって、その職員の職務に関連があると認められるものに、前号に掲げる施設または機構が当該研究に関し指定する施設において従事する場合</p>	<p>必要に応じて3年を超えない範囲内で機構長が定める。機構長は特に必要があると認めるときは休職期間を、3年を超え5年を超えない範囲内に定めることができる。この休職が5年に満たない場合は、休職した日から引続き5年を超えない範囲内で更新できる</p>	<p>1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引続き3年を超えない範囲内で更新できる。また、休職期間が3年に達する際に必要があると機構長が認めるときは、2年を超えない範囲内において休職期間を更新することができる。さらに、この更新した休職期間が2年に満たない場合において、機構長は必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲において、再度これを更新することができる。</p> <p>さらに、この休職の期間が引続き5年に達する際やむを得ない事情があると機構長が認めるときは、必要に応じこれを更新することができる</p>
<p>8 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問または評議員（以下「役員等」という。）の職を兼ねる場合において、主として当該役員等の職務に従事する必要があり、機構の職務に従事することができない場合</p>	<p>必要に応じて3年を超えない範囲内で機構長が定める</p>	<p>同上さらに、この休職の期間が引続き5年に達する際やむを得ない事情があると機構長が認めるときは、必要に応じこれを更新することができる</p>
<p>9 その他機構が休職を必要と認める場合</p>	<p>必要に応じて3年を超えない範囲内で機構長が定める</p>	<p>1回の休職が3年に満たない場合は、休職した日から引続き3年を超えない範囲内で更新できる</p>